

明治前期農民層の分解と学制諸改革の意義

——近代日本公教育成立の四原型 (1)——

井 上 正 志

問題の設定

いうまでもないことだが、学校が学校として存立するためには、教室の中に「教師」と「生徒」と「教材」とが集合的に定立されれば自ずと「教育関係」が成立するというものではなく、なによりも「教育・学校」についての一定の観念（意識）(Gedankenform von Erziehung u. Schule)が当該社会に成立していることを要件とする。そもそも洋の東西を問わず、近代の学校が体制化する過程は、同時にかかる観念形態の成立の過程でもあり、これが「慣習・道徳・法律」という高度に社会的な「規範的拘束」にまで凝結することによって、公教育体制の再生産機構が完成する。

この過程は単に制度的に教育の支配機構が近代国家によって完成されるということに止まるのではなく、大衆諸層において「教育・学校」についての一定の観念（意識）¹⁾が再生産されるまでに至る過程であり、それを社会的基礎にしてはじめて、承認された公教育体制の確立をみるといえる。いわば「国民」の一人一人が内面的に公教育体制を「合理的な制度」として承認し、支えているのである。

日本においても、すでに室町時代から発達しつつあった近世庶民学校を基礎にして、西欧から「近代学校」の形態を移植・定着させる試みであった「学制」諸改革は、明治末期から大正期にかけて公教育制度の再生産機構の完成をめざすものであった。明治前期において、従って当然に明治政府は、封建的諸関係の解体に政策の重点をおいたのであり、教育政策も啓蒙主義的・絶対主義的性格をおびた。とはいえ、これをもって明治期のあるいはそれ以後の教育政策の基本的性格が、プロイセンに典型的に現われる、絶対主義時代の教育政策と同一のものであったとされては

註

- 1) かかる観念形態が「教育価値」にまで凝結し、逆に教師生徒関係を支配する論理的な機制については、不十分ながら前稿において試みた。拙稿「教授理論成立の社会的前提」(京都大学教育学部紀要第19号)
- 2) 明治維新におけるブルジョア革命は、たといそれが下級武士によって担われたにしても既に高度資本主義化した外国烈強の外圧から近代化の契機が与えられ遂行されたものであった。明治政府の学制にはじまる教育政策の革新性も国内的には近代的な「国民」の育成と合理的な観念形態の培養にあった。その場合、教育官僚が封建的な武士階級出身者によって占められたことが、直ちにその教育政策の性格を決定するものとはならない。むしろ明治の教育政策の性格は絶対王政的なものというより、近代的ブルジョア諸関係の形成にそうものであって、一見復古的前近代的にみえる天皇制イデオロギーの形成も、ブルジョア諸関係の定着過程に有機的連関を保っていたのである。明治の教育勅語体制もこの意味で明確に位置づけられるべきであり、単に明治の公教育政策が絶対主義・天皇制イデオロギーの展開過程として復古的な位置づけがなされてはならない。日本には日本独自の近代的教育政策の発現の様式があったのであり、歴史的条件と時期が違えば、イギリスにはイギリスのまたドイツにはドイツに適合した教育政策が展開されたのである。事実日本の教育政策が絶対主義的性格を帯びたとするなら、近代化の過程にあって何故に絶対主義国家の教育イデオロギーが適合的であったかのゆえんを理解せねばならないのである。

ならない²⁾。明治維新期の日本は、西欧市民革命とははなはだ異なるものであったにせよ、ともかくブルジョア革命を成し遂げた「近代国家」として成立したのであった。そこには西欧先進諸国からの外圧によって早産した近代国家があった。近代の「世界理念」が個別国家の特殊事情を無視して世界史的に進展する限り、国際環境に規制された「近代日本」の基本的性格はここに刻印されるに至った³⁾。

従って本稿では明治前期に政策化された一連の「学制」諸改革が、近世以来すでに進展しつつあった農民層分解に対してどのような関係にあったかを、近代学校の地方への敷設過程を追跡する内に明らかにしようとする⁴⁾。特に1870年代のはじめには農民層にとって迂遠な対象であった近代学校が1910年代に「教育需要」・「教育要求」として逆に大衆から反定立される過程を分析することを主要な課題としているが⁵⁾、さしあたっては1870年代のはじめにおける初等教育の定立の過程を各府県の学事年報を素材にして明らかにしたい。

最後に、本稿が扱う時代区分を限定しておかなくてはならない。上述したように日本の公教育体制は名実ともに1910年代までに確立すると思われるが、明治初年から第一次大戦までを成立期と確立期に二分している。成立期とは一応明治初年から1890年（明治23年）の小学校令の公布までを意味する。そしてその間を第一期学制時代、第二期育令時代、第三期学校令時代とし、明治前期とは1870年代はじめから1886年（明治19年）の各学校令公布までの期間を意味する。しかし本稿は紙数の制限上第一期学制時代しか扱えなかった。教育令以後の続稿は別の機会に果したい。

学制頒布と地租改正

周知のように明治政府にとって「学制」にうたわれた構想を現実化することは至難の事業であった。このことは就中、初等学校設立のための資金の極度の不足に現われていた。学制頒布後の地方での学校設立の資金について文部省は次のような『意見』をのべてはいた。即ち、「学制頒布以来府県ニ学務ノ職ヲ置キ世ノ子女ヲシテ斯学ニ就シムルノ挙漸次盛旺ニ赴クガ如シト雖モ…抑、学事ノ挙不挙ハ実ニ資金ノ多少ト地方官ノ勉否トニ関セリ。故ニ之ヲシテ益々盛旺ノ域ニ

3) 「不完全な国家とは国家の理念がまだおおい隠されていて、この理念の特殊的諸規定が自由な自立性に達していない国家のことである。」「近代国家の本質は、普遍的なものが、特殊性の十分な自由と諸個人の幸福とに結びつけられていなければならないということ、それゆえ家族と市民社会との利益が国家へ総括されなければならないということ、しかし目的の普遍性はおのれの権利を保持せずにはおれないところの特殊性自身の知と意志のはたらきをぬきにしては前進することができないということ、この点にある。」（ヘーゲル『法の哲学』藤野・赤沢訳 488頁）

4) 近代学校の成立は人口法則（賃労働市場形成）に依存するのであって、労働市場における未熟学者のしめ出し（国家による未就学者の雇傭禁止＝工場法の制定）によって公教育体制確立の社会的基礎が外部から与えられる。この枠内で当該社会に支配的な「教育価値」が「教師・生徒関係」を通じて流通する。しかし人口法則と公教育体制との関係から資本の浸蝕作用と国家の総括機能が混同されてはならない。資本は教育の人間関係をすべて包摂するわけではない。また国家は階級抑圧の機関たることで止まるわけではない。近代公教育体制が揚棄されるゆえんは、かかる人間関係の「形態規定性」を創出する機能にかかっている。

5) 「資本制生産が進出するにつれて教育や因襲や習慣などの結果、この生産方法の要求を自明の自然律と認める所の労働者階級が発達して来る」。（宇野弘蔵『農業問題序論』34頁）

至ラシメント欲スルナラ、須ラク委托ノ金額（文部省補助金——筆者）ヲ増シ学務ノ主任ヲ命シ、之ヲ振作セシムルニ在リ」と⁶⁾。しかしながら、明治政府の財政的基盤は地租改正を槓杆とするものであっただけに学校設立のための「委托の金額を増」すことは文部省の政策理念にとどまるものであった。明治政府の近代国家理念とは、先進資本主義諸国に対抗せざるをえない関係から、まずもって「富国強兵」・「殖産興業」そして「立身治産」にあったのだから、地租改正に伴う租税収入も近代的軍備の拡充と近代産業の育成への主要な財源とされたのであって、「学制」の理念たる「立身治産」はもっぱら個人の勉励にまかされることになった。このような個人による能力本位の実力主義は、日本の近代公教育体制が自立の運動を経過するうちにやがて合理的なイデーとして現われうる基礎を確保すると同時に、これを合理的なものとして承認するところの独自の教育価値として成立するのである。

ところで表1は1873年（明治6年）から78年（明治11年）までの学制期における「府県公学費歳入」の全国合計を各年の文部省年報から集計したものである。この表でみる限り、まず第一に、文部省補助金は73年（明治6年）を除いて全体の10%以下にとどまり、学制期の学校設立がいかに地方各府県の負担のもとに遂行されたかは、これでかなり明確になっている。しかも第二に、75年までの三年間は補助金は若干ながら増えつつあったが、76年以降は減少する傾向にあり、やがて81年をもって補助金はうち切られることになる。第三に、上の指摘とは表裏の関係であるが、地方各府県の負担とはいっても学区内集金、寄付献金、生徒授業料という直接に住民に負担となる収入が学校の設立・維持の主要な財源であったのであって、73年には全体の68.6%、74年には65.1%、75年には53.9%、76年には58.8%、77年には57.6%、78年には59.9%（地方税を含む）と、低所得者層にはかなりの負担となったことが予想される。第四に、地方住民が直接に負担す

表1 府県公学費歳入の全国合計表 単位は円、銭以下切捨、()内は全体比

| 年度 | 内訳 | | | | | | | | |
|---------------|-----------|---------------------|---------------------|-------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|---------------------|
| | 総額 | 学区内集金 | 寄付献金 | 授業料 | 地方税 | 諸入金 | 諸金利子 | 文部省補助金 | 越高 |
| 1873 (明治6) | 1,939,098 | 838,318 (43.2) | 370,531 (19.1) | 121,952 (6.3) | | 103,790 (5.4) | 259,979 (13.4) | 244,525 (12.6) | |
| 74 (明治7) | 4,363,233 | 1,458,610 (33.4) | 1,080,845 (24.8) | 301,603 (6.9) | | 326,407 (7.5) | 354,326 (8.1) | 272,330 (6.2) | 569,110 (13.0) |
| 75 (明治8) | 6,238,096 | 1,877,143 (30.1) | 1,140,757 (18.3) | 358,570 (5.7) | | 356,401 (5.7) | 578,035 (9.3) | 556,810 (8.9) | 1,370,377 (21.9) |
| 76 (明治9) | 6,193,803 | 2,259,332 (36.5) | 1,026,943 (16.6) | 355,407 (5.7) | | 497,204 (8.0) | 611,246 (9.9) | 608,558 (9.8) | 835,112 (13.5) |
| 77 (明治10) | 6,702,349 | 2,688,263 (40.1) | 736,561 (11.0) | 393,362 (5.9) | | 500,838 (7.5) | 827,173 (12.3) | 545,504 (8.1) | 1,010,644 (15.0) |
| 78 (明治11) | 7,379,829 | 3,087,231 (41.8) | 809,957 (11.0) | 358,226 (4.85) | 158,785 (2.1) | 495,971 (6.7) | 716,538 (9.7) | 448,725 (6.0) | 1,304,392 (17.7) |

6) 文部省第一年報明治六年『意見』。なお本稿では文語体に句読点を入れ、漢字も略式に従いなるべく読みやすいようにした。場合によっては表現を変えたところもある。

井上：明治前期農民層の分解と学制諸改革の意義

るものの中で授業料徴収はそれほど比率が高くなかったのに対して、学区内集金と寄付金は高い比率を占めている。そして前者が増大する傾向にあるのに対して、後者の全体に占める比率は通減する傾向にあった。学区内集金と寄付金との相関は後においてみるように各地方の農民層の構成を反映する割合となっていたように思われる。

学制期の学校設置・維持の財源の全国的平均額が以上のような事態にあったとするならば、それでは各府県においてどのようなかたよりがみられたのであろうか。ここではひとまず、学制領布の翌年について各府県の学区内集金と寄付金の相関からその間の全体比をくらべてみよう。表2から明らかなように、73年当時学校設立・維持等の費用に要する経費の全体の半分以上を学区内集金に依存していたのは20府県であり、寄付金に依存していたのは9府県であった。その中身を点検すれば、大まかな傾向として次の三点が指摘できる。第一に、寄付献金に全体の経費の過半を依

表2 73年(明治6年)における学区内集金と寄付献金との比較 単位は円、()内は総計に対する比

| 府 県 内 訳 | 東 京 | 埼 玉 | 熊 谷 | 千 葉 | 足 柄 | 新 治 | 茨 城 | 椽 木 | 山 梨 | 愛 知 |
|------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 学区内集金 | 429 (10.0) | 20,204 (63.8) | 61,293 (46.0) | 24,214 (65.7) | 25,618 (72.1) | 16,311 (75.0) | 16,396 (43.4) | 8,958 (32.4) | 1,509 (5.56) | 35,288 (60.6) |
| 寄 付 献 金 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) |
| | 浜 松 | 静 岡 | 築 摩 | 石 川 | 敦 賀 | 岐 阜 | 三 重 | 度 会 | 大 阪 | 京 都 |
| 学区内集金 | 13,907 (48.1) | 3,378 (25.6) | 6,183 (16.9) | 10,091 (57.5) | 20,817 (82.3) | 16,243 (19.4) | 6,018 (29.5) | 12,434 (71.0) | 33,114 (35.7) | 53,670 (59.9) |
| 寄 付 献 金 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 52,470 (56.5) | 10,078 (11.2) |
| | 滋 賀 | 堺 | 和歌山 | 兵 庫 | 豊 岡 | 飾 磨 | 岡 山 | 名 東 | 高 知 | 広 島 |
| 学区内集金 | 11,901 (36.4) | 34,377 (79.2) | 0 (0.0) | 25,658 (66.9) | 20,331 (66.84) | 29,767 (33.15) | 21,729 (66.4) | 32,447 (48.5) | 2,703 (27.5) | 774 (4.8) |
| 寄 付 献 金 | 16,751 (51.2) | 4,226 (9.7) | 17,487 (75.1) | 8,252 (21.5) | 4,684 (66.7) | 37,467 (41.7) | 6,624 (0.3) | 16,933 (48.5) | 0 (0.0) | 1,891 (11.6) |
| | 小 田 | 鳥 取 | 島 根 | 浜 田 | 山 口 | 愛 媛 | 長 崎 | 三 瀨 | 白 川 | 鹿 児 島 |
| 学区内集金 | 24,017 (46.3) | 17,757 (46.9) | 6,894 (34.8) | 4,034 (65.3) | 0 (0.0) | 3,911 (28.3) | 1,772 (17.7) | 14,019 (55.5) | 942 (7.0) | 15,000 (64.2) |
| 寄 付 献 金 | 3,618 | 13,607 (35.9) | 7,242 (36.5) | 0 (0.0) | 18,939 (64.5) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 3,082 (22.9) | 0 (0.0) |
| | 宮 崎 | 大 分 | 福 岡 | 小 倉 | 新 潟 | 新 川 | 長 野 | 若 松 | 置 賜 | 相 川 |
| 学区内集金 | 9,737 (42.9) | 11,696 (34.2) | 416 (8.22) | 13,175 (64.5) | 13,568 (18.1) | 18,608 (67.5) | 19,041 (39.7) | 22,396 (73.5) | 0 (0.0) | 804 (44.1) |
| 寄 付 献 金 | 2,520 (11.1) | 14,783 (43.2) | 50 (1.0) | 1,916 (9.4) | 19,472 (26.0) | 2,697 (9.8) | 23,477 (49.0) | 5,854 (19.2) | 7,761 (61.4) | 0 (0.0) |

| | 宮 城 | 磐 前 | 山 形 | 秋 田 | 青 森 | 岩 手 | 水 沢 | | |
|-------|------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|------------------|--|--|
| 学区内集金 | 14,681 (30.8) | 4,680 (39.7) | 718 (3.7) | 44,668 (76.6) | 0 (0.0) | 28 (0.51) | 10,023 (63.7) | | |
| 寄付献金 | 28,026 (58.8) | 2,479 (21.0) | 14,676 (75.7) | 3,891 (6.7) | 16,872 (87.7) | 2,687 (49.2) | 0 (0.0) | | |

7)

存していた県は東北地方に多くみられ、また近畿地方にもみられる。第二に、同じく経費の過半を寄付金に依存していたといっても、東北地方の総額と近畿地方のそれとはかなりの差がある。(例えば岩手県と大阪府との全体額の差は岩手県を1とすれば大阪府は17) それだけではなく、大阪府の寄付金額と岩手県の全体額とはほぼ等しい。第三に、近畿の一部を除く関東から中国にかけての本州における諸府県では、学区内集金と寄付献金との間の額はかなり接近した傾向がみられる。

ところで文部省督学局は「須ラク人民ヲシテ学事ハ各自ノ負担スベキ義務アルコトヲ理解セシメ、コゾツテ其ノ自治ニ任ス」⁸⁾ するため、1876年(明治9年)7月より「吏員ヲ派遣シテ学区ヲ巡視」させた⁹⁾。その報告書「学区巡視功程」によれば、「学校保持ノ方法」にとって困難な要因が次のように挙げられている。「学事進歩ノ線路ニ当ッテ一障碍ヲ起セルニ由ル、地租改正ノ件是ナリ。此挙ヤ地方ノ一大事業ニシテ又深く民心ニ感触シ、其意想ノ切迫此時ヨリ急且遽ナルハナシ。該件ニ於テ莫大ノ民費ヲ要スルノミナラス区戸長等事務ノ繁多ナル夜以テ日ニ継ク。是ヲ以テ県治百般ノ事、殆ト其影響ヲ来サ、ルナク、苛クモ事民費ニ係ルモノハ暫ク之ヲ黙々ノ間ニ付セリ。……若夫レ全国地租ノ改正ヲ終ヘ民間事ナキノ時ニ会ハバ将来文運ノ進動或ハ今日ノ速力ニ倍蓰スルモノアラントス」¹⁰⁾と。

ここで報告されているように、地租改正は「地方ノ一大事業」であって、農民層の分解を促す国家による近代的土地私有制を法的に確認するものであった。これによって農民は封建的束縛から制度的に解放され、近代的法律形態(「其官ト民トノ間又ハ民ト民トノ間」の所有関係=形式的な自由・平等)によって「富国強兵」と「殖産興業」という国家理念を現実化する財政的基礎を確保しえたのであった。「その後のわが国資本主義の発展はこれによって常にその所要労働力を農村過剰人口から補給せられることになったのであった。地租改正が旧来の封建的領有制に代って、あらゆる土地を農地・市街地は勿論のこと、社寺有地、山林、原野等々の全国の土地に私有制を確立し、私有関係の確定しえないものはこれを国有化したということは、わが国資本主義の発展にとっては、いわば十分なる条件をなすものであった¹¹⁾。」

7) 文部省第一年報より集計・年報にあげてない県は省いた。

8) 文部省第四年報16頁。

9) 同上

10) 文部省第四年報12頁。「第一第二大学区内甲豆相武巡視功程」

11) 宇野弘蔵「日本資本主義の特殊構造と農業問題」(『農業問題序論』所収 188頁)「資本主義はもはや農民をその土地収奪によって全面的に無産者化する必要を有していなかった。しかしその発展に必要とする無産労働者の給源を封建的關係によって梗塞されてはならなかった。かくしてわが国では、近代的土地所有制は農村過剰人口をして常に産業予備軍の特殊形態たらしめる過小農経営を普及せしめることになった。」(同上)

このような「土地革命」ともいわれるべき改革は「学校」という施設にも私有の反対物たる公有という性格を与え、しかもその校内の人間関係をも含めてあらゆる事象を根底から公教育化するに至った。地租改正が学校に与えた規制は次のような達であった。

まず1873年（明治6年）7月の大蔵省の達で「郷蔵、学校、貧院ノ如キ従来無税ノ地ト雖トモ人民ノ共有スルモノハ宅地ト同視スヘシ」としている¹²⁾。翌74年9月の達で「諸学校設立ハ人民共同之ヲ成スヘキモ、創建ノ事業不容易一時私費ノ支弁シ能ハサルモノアラシ。因テ学制中掲載ノ中、小学区学校ノ数ヲ限り学校地所トシ、中学ハ千坪小学ハ五百坪以内ノ地ヲ無代価下付スヘキニ由リ、無税官地中便宜ノ地ヲ撰ヒ内務省へ稟申スヘシ」とし、これによって公立学校の敷地はすべて官有地と同じ扱いになった¹³⁾。更に75年4月には学区分合に伴う学校統廃合に便宜をはかっている。「七年九月第三百三十一号ヲ以テ達セシ学校敷地ハ、小学校ニ限り土地ノ便宜ト教育ノ都合トニ由リ一校ヲ二校ニ分設スルモ妨ケナシ。若シ其敷地ニ百五十坪ニテ不足ノトキニ四百坪マテハ下付スヘシ」と。そしてそれにつづく5月の内務省の達は「将来学校敷地トナスヘキ目途アル官有地ハ之ヲ還課者へ払下クヘカラス」としている¹⁴⁾。次に地租改正によって間接的に生じた影響として、西村茂樹が愛知県下の「巡視功程」において、地租改正に要する民費が多額にのぼることを次のように報告している。「本県ハ地租改正ニ付一年ニ費ス所ノ民費四十萬円ニ至ル。之ガ為メニ十分ニ学事ニ着手スルコト能ハス」と¹⁵⁾。

大阪・京都における学校設置

それでは学制頒布と地租改正以前の農民層の構成¹⁶⁾はどのようなであったか、また学制が農民層のいかなる状態において受容されたかをみるためにも、具体的な資料に制約されているとはいえ、それでも一応の地域的な概観を与えておかななくてはならない。そこで、地域といっても本稿で扱う地域は当然限られるから、先に掲げた表2から教育費の総額が比較的が高い近畿地方と、比較的低い東北地方に焦点をあて、前者から大阪府と京都府とを、また後者から福島県と岩手県とを

12) 明治前期財政経済史料集成第7巻 262頁

13) 同頁

14) 1879年（明治12年）9月（公立学校ノ土地ハ免税トス。」79年12月「本年九月太政官第四十号布告ニ公立学校ノ土地トアルハ、学校構内ノ土地ニ限ルモノニシテ其地ハ民有地第一種ニ置キ免税スル主義ナリ。」80年1月「今般教育令布告ニ由リ自今公立小学校ハ五百坪以内、公立中学校・公立専門学校ハ千坪以内、官有地ノ中文障ナキ地ヲ無代価下付スヘキニ由リ、相当ノ地ヲ撰ヒ内務省へ稟申スヘシ。」80年3月「公立学校設置ノ地所下与ノ処分ヲ府県へ委任ス。」（『集成』263頁）

15) 文部省第四年報第一冊34頁。「明治維新は農民の革命的運動自身によってではないが、地租改正によって土地の私有財産化が確立し、それとともに封建制のもとに農民のうけていた束縛は制度的に解かれ、彼らも他の階層の人間と同様の自由な人格となったのである。だからこそ農村はその後の機械制大工業の発達における労働力の供給源となりえたのである。」（傍点引用者）（揖西・加藤・大島・大内『日本資本主義の成立Ⅱ』241頁）

16) 文部省『学制百年史』によれば、73年当時の学齡児童総数は4,205,341人（男2,206,125、女1,999,216）中就学児童数は1,182,968人（男880,335・女302,633）であったから、就学率は28.13%（男39.9・女15.1）とされている。農業人口が全体の77%とするならば、当時の農民層の学齡児童の総数は3,238,112人であったと推定される。（参照山口和雄『明治前期経済の分析』39頁）

表3 大阪周辺における本百姓(高持百姓)・水呑百姓(無高百姓)の比率, 単位 人

| | 年 | 本 百 姓 | 水 呑 百 姓 | 計 |
|---------|----------------|---------------|---------------|------------------|
| 平 野 郷 | 1858 (安政5) | 325 (32.4) | 678 (67.5) | 1,003 (100.0) |
| 東 足 代 村 | 1871 (明治4) | 38 (40.4) | 56 (59.5) | 94 (100.0) |
| 荒 川 村 | 1881 (明治14) | 21 (30.4) | 48 (69.5) | 69 (100.0) |

17)

事例にして、以下農民層と教育費負担との関係を追ってみよう。

まず農民層の分解が最も進んでいたといわれる大阪周辺であるが、表3は大阪周辺における本百姓(高持百姓)と水呑百姓(無高百姓)との比率である。これからわかるようにほぼ本百姓60%水呑百姓40%という比率は地租改正以前において既に農民層の分解が相当進んでいたことを示している。大阪周辺ではすでに徳川中期以降、農民層の分解がいちじるしく進んでおり、大部分の農家が小作化した村さえあった。大阪周辺の特徴は水呑百姓が増加し、したがって総戸数も増加するという形で分解がすすんでいた。そして経営がだんだん零細化することによって、より多くの水呑百姓ができ、それは寄生地主層の成長とうらはらをなした。地租改正のまえにすでに小作農がいちじるしく高い比率を占めていたのであって、かえって地租改正後のほうが分解のすすみ方がおそくなったともいえる¹⁸⁾。近畿における農民層の構成がおおよそ以上の如くであったとすれば、学制頒布による新しい学校設立が農民層にどのくらい負担となったといえるであろうか。更には地租改正による租税負担と学制頒布による学校経費の負担とはいかなる近隣関係にあったのであろうか。表4は地租改正当時の「反別地価地租調査表」の備考の欄を引用したものである¹⁹⁾。

表4 改租当時の反別地価地租調査表

| 田 | 畑 |
|-------------|-------------|
| 反米 一石三斗五合 | 反米 三斗九升四合 |
| 米価 四円八十八錢八厘 | 米価 四円三十二錢一厘 |
| 利子 六朱 | 利子 六朱 |
| 税率 百分ノ三 | 税率 百分ノ三 |

19)

これをもって後に考察する当時の農家経営の所得構成を推測する基準とする。また表5は1871年(明治4年)から1878年(明治11年)までの東京、大阪、京都、福島、岩手各府県における米価の変動を示したものである²⁰⁾。表4と併せて、以下において考察する各農民層の家計に占める教育費(賦課金)の比重を推測する基準とする。

17) 大内力『日本における農民層の分解』54頁から年代的に新しい村を引用した。

18) 上掲書51-3頁

19) 明治前期財政経済史料集成第七巻 437頁

20) 上掲書443頁以下の綴込

表5 各府県米価表（上中下平均相場）単位は銭

| 府県 年 | 東京 | 大阪 | 京都 | 福島 | 岩手 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 1871(明治4) | 4.30 | 3.90 | 3.40 | 2.90 | 3.80 |
| 72(明治5) | 4.00 | 3.20 | 2.70 | 2.20 | 2.00 |
| 73(明治6) | 5.60 | 4.60 | 3.50 | 2.70 | 2.70 |
| 74(明治7) | 7.20 | 7.00 | 5.90 | 4.10 | 3.70 |
| 75(明治8) | 6.00 | 5.30 | 4.70 | 4.00 | 4.80 |
| 76(明治9) | 4.80 | 4.70 | 4.30 | 3.90 | 4.00 |
| 77(明治10) | 5.30 | 4.90 | 4.20 | 3.50 | 3.20 |
| 78(明治11) | 6.20 | 5.50 | 4.70 | 4.20 | 4.60 |

20)

そこで大阪府においては、1872年（明治5年）のはじめに「学資集徴ノ法ヲ定メ学校創立ノ基礎ヲ起シ」たが、当時小学校は第一中学区に35校第二中学区に37校（以上市街区）第三中学区に56校第四中学区に61校（以上郡村区）を開設した。75年（明治8年）の文部省第三年報中の督学局年報・大阪府の報告によれば「市街ハ民富ミ財饒ニ四連幅湊ノ地タリ。之ヲ西北諸郡ノ農商ニ比スレハ其知見ニ霄壤ノ差アリ。而シテ教育ノ業独り郡村ニ如カサル所以ノモノハ奮ニ陋習ノ脱セシテ進取ノ氣象ニ乏シキノミニ非ス」という²¹⁾。学制頒布直後には一小学区を平均千戸をもって区画し、各戸に半年25銭（「居民ノ貧富ヲ四等ニ分チ各其分ニ応シテ出金セシム」）を課して各小学区で合計250円を拠出しようとしたが、これはやがて「学費ハ学区ノ力即チ多ク動不動産ヲ有スル者ヨリ其等ニ応シ出財シテ、コレヲ教師ノ給料其他一切ノ校費ニ供シ貧民ニ至テハ更ニコレヲ課」さないことになった。更に「夜学校及ヒ無謝金学校ヲ設ケ然シテ学齡ニシテ不就学者ヲ督励スルカ為催促状ヲ作り其父兄ニ送」った²²⁾。そして「尋常小学」の授業料徴収の方法は、貧困な家庭の子弟には「当分別ニ授業料ヲ生徒ニ収メス」とした²³⁾。

次に学費賦課の方法としては「新ニ学校ヲ建営スルノ費用ハ都テ学区内ノ寄附ニ出ルヲ以テ之ヲ課金ノ部ニ加ヘス。常用月日ハ其学区内ノ便宜ニ依リ地坪、段別、地種ニ応シ幾分ヲ課シ、戸別ハ貧富ノ等ヲ分チ、毎月若干銭ヲ集ム。如比有力ノ者ハ多額ヲ出シ、別ニ授業料ヲ収メテ学費ニ供サルハ中人以下ノ子弟ヲシテ勉メテ就学セシムル為ナリ」とされた²⁴⁾。更に学資を蓄積して

21) 督学局年報一「第三大区巡視功程」文部省第三年報 43頁

22) 1876年大阪府学事年報（文部省第四年報一冊169頁）「事情ニ依リ力足ラサル者は其学課ニ給スヘキ書器ヲ貸与シテ入学セシメ、且傍工芸ノ道ヲ授ケ其工科ヲ以テ己ノ衣食ヲ扶ケ或ハ学資ニ充ル者アリ。又人ニ備ハレ或ハ家ニ在ルモ共ニ幼児ヲ抱負セル者等ヲ集メ正課外ニ於テ最も簡単ナル教授ヲ加フ。コレガ為ニ下々等小学校ノ科ヲ置ケリ。又一種ノ半日校ヲ置ケリ」。(同上)

23) 「其他夜学校、手芸学校ハ貧人ヲ除ク外、其校ノ適宜一ケ月五銭乃至二十五銭ヲ収メ、進級学校、英学校ハ二十銭ヨリ五捨銭ヲ収」めるとされていた。

24) 「然シテ近時学生大ニ増加スルヲ以テ生徒ノ身元ニ応シ其等ヲ分ケ、授業料ヲ収メ前ノ諸課賦額四分ノ一ヲ減セントスルノ議アリ。而シテ常用費ノ外新ニ書器ヲ調達スル等ハ有志ノ臨時寄附金ヲ用フ」と述べられているが、これは寄付金依存から学区内集金依存への移行を明確に代弁している。事実表6の寄付金は75年以降激減しているのである。

おく方法としては、次のように報告されている²⁵⁾。「各校学資ヲ蓄積スルハ明治七年中、各区人民申合セ田畑、家宅売買ノ節、其価百ニ付二分五厘ノ冥加金ヲ其学区内学校ニ納ム……之ヲ蓄積増殖シテ永世保護ノ法トシ又コレカ幾分ヲ扶クル為メ委託金及府税金ノ内ヲ以テシ年々増加スルヲ俟チ……地主ニ賦課スル者ヲ緩メントス……就中冥加金ノ額ハ其増殖多キヲ以テ不動産ヲ抵当トシ、其利子ヲ収メ或ハ公債証書ヲ買入レ、後來貨殖ノ法ヲ計レリ」²⁶⁾と。

以上述べられたような方法でもって集められた大阪府の公学費歳入を73年（明治6年）から78年（明治11年）まで示せば、表6の通りである。この統計に示されている限り次のような疑問が起きる。第一に、表3に示された大阪周辺の本百姓と水呑百姓の比率（約6対4）からいって、学制頒布直後に「四等ニ分チ各其分ニ応シテ出金セシ」めたとはいえ各戸への賦課金半年に25銭は約40%の貧農層にとっていかなる意味を有したのか。第二に、その後の「多ク動不動産ヲ有スル者」は「出財」の能力があるから考慮の外におくとしても、「貧民ニ至テハ更ニコレヲ課」さないことにされたが、貧民とは表3.に示された水呑百姓からすればどれくらいの所得の階層であったかが分らない。第三に、表6に示されているように74年まで大幅に有力者の寄付献金によってまかなわれていた学費賦課が75年以降「地坪、反別、地種ニ応シ幾分ヲ課シ戸別ハ貧富ノ等ヲ分チ毎月若干銭ヲ集ム」と半義務化したのは何故か。

以上の疑問点を解明するには、ひとえに当時の農民層の所得構成がいかなる状態にあったかを知らなければならない。ここでも参考資料の制約があるが、まず、農民層における土地所有状

表6 大阪府公学費歳入統計表 単位は円、銭以下切捨、()は全体比率

| 内訳 年度 | 総計 | 学区内集金 | 寄付献金 | 授業料 | 地方税 | 諸入金 | 諸金利子 | 文部省 補助金 | 越 高 |
|---------------|---------|------------------|------------------|----------------|-----|-----------------|----------------|-----------------|------------------|
| 1873 (明治6) | 92,845 | 33,114 (35.7) | 52,470 (56.5) | 0 (0.0) | | 0 (0.0) | 2,349 (2.5) | 4,911 (5.2) | |
| 74 (明治7) | 161,557 | 79,568 (49.3) | 67,131 (41.6) | 0 | | 4,143 (2.6) | 0 | 4,777 (2.9) | 5,936 (3.7) |
| 75 (明治8) | 126,286 | 90,366 (71.6) | 430 (0.3) | 0 | | 5,672 (4.5) | 0 | 11,278 (8.9) | 18,538 (14.7) |
| 76 (明治9) | 139,591 | 90,439 (64.8) | 6,998 (5.0) | 1,843 (1.3) | | 10,538 (7.5) | 418 (0.3) | 4,292 (3.1) | 15,061 (17.9) |
| 77 (明治10) | 129,405 | 91,788 (71.0) | 7,177 (5.5) | 673 (0.5) | | 5,291 (4.1) | 825 (0.6) | 10,469 (8.1) | 13,179 (10.2) |
| 78 (明治11) | 126,752 | 98,378 (77.6) | 3,577 (2.8) | 133 (0.1) | …… | 127 (0.1) | 982 (0.8) | 9,418 (7.4) | 14,134 (11.1) |

27)

25) 文部省第四年報 170頁。

26) 学資賦課の方法は「各校学費ハ有志ノ者ヨリ若干ヲ献金寄附シ或ハ人区別、地坪、石高ニ応シ出財スル者ハ各等ニ7分シ積テ其区内ノ学資ニ供ス」とも伝えられている。(文部省第二年報163頁)更に「毎年出金ノ外、経費永続ノ方法ヲ立シメテ入学、有志ノ者ヲ募リ、家産ニ応シ幾株ノ産金ヲナシ、積テ利潤ヲ得、向年学舎修繕、貧学校ノ扶助、諸校費ノ不足ヲ補フ等ノ預備トス」とも伝えられている。(文部省第一年報五十一葉の裏)

27) 文部省第一年報から第六年報より集計

表7 大阪周辺の土地所有状況

単位は人、()内は全体比

| 村 | 石高 年 | ～5石 | ～10 | ～20 | ～30 | ～50 | ～100 | 100～ | 計 |
|-----------------------|--------------|----------------------|--------------|--------------|-------------|------------|------------|---------------|---|
| | | 上野村 1870 (明治3) | 28 (58.2) | 14 (29.2) | 5 (10.5) | 1 (2.1) | 0 | 0 | |
| 下小坂村 1871 (明治4) | 22 (66.7) | 6 (18.2) | 2 (6.1) | 1 (3.0) | 1 (3.0) | 0 | 1 (3.0) | 33 (100.0) | |

28)

況をみてる。表7にあげたのは大阪府下上野村と下小坂村における石高別土地所有状況である²⁸⁾。今仮りにこの構成が学制期にも大きな変化がなかったとすれば、石高に応じて「四等二分」けてみると、①5石未満、②5石以上～20石未満、③20石以上～50石未満、④50石以上と区分される。そこで上野村の場合①58.2%、②39.7%、③2.1%、④0%、小坂村の場合①66.7%、②24.3%、③6.0%、④3.0%となる。そして表4の地租改正当時の反別地価地租調査表からすれば、一反は中田で一石三斗であり、表5の米価表からすれば、当時の大阪の平均米価は約4.8円とみられるが、実際の計算上多く見積って、石あたり、5円とすれば、①の米収入は25円未満、②は25円以上100円未満、③は100円以上250円未満、④は250円以上の所得層に分けられる。そして農民層の60%以上が①に集中していたと考えられるから、この所得層にとって一年間の賦課金50銭がもつ意味が解けるならば、先の三つの疑問点はかなり解決するであろう。

第一に、実際には稲作収入はもう少し多かったのではないかと考えられるが、とにかく①の所得層にとってみれば賦課金50銭の意味は、稲作収入に対して1/50以上の比率を示しているのであって、これは農民層の家計には相当な負担であることが考えられる。従って上述した水呑百姓の系譜をひく小作農の大部分は、賦課金の義務を遂行しえなかったであろうと思われる。第二に、自作農の中でも、①の層は勿論のこと、②の30%前後の農民層にとっても、寄付金あるいは子女を持つ場合（この層には免除されなかったと思われるから）の授業料を併せて考えるならば、農業収入だけでなく兼業収入から家計を補うことによってのみ賦課金義務が遂行しえたと考えられる。〔二・三男・女子問題の発生〕第三に、従って学校設立・維持の賦課金・寄付金は、農民層において主要には③④の所得層に担われたと思われるのであって、大阪府全体で寄付金が75年以後学区内集金に転化するの②③層の分解、更には商業資本の発達による平等原則の浸透によるものではないかと思われる。

以上ともかくここで分析の鍵にされた年間50銭の半義務的な賦課金は、50石未満の大部分の小農を農業以外の兼業的な諸収入あるいは小作関係にはいることを予儀なくさせたひとつの要因であったと考えるであろう。そして他方には100石以上もの大土地所有者も現われてきているのであって、73年74年にかけて寄付金が多かったのも、これら大土地所有者によって担われたと推察しうる。因みに時代はずっと下るが、農商務省の農林技師齋藤萬吉による全国27カ村の調査に

28) 大内力前掲書 55頁

において農家経済の中で占める教育費の割合は表8のようであった²⁹⁾。以上のように、地租改正以後、地租その他の地方税が金納化され、当初は封建

表8 各農民層の家計費(1890年) 単位は円

| | 地主 | 自作 | 小作 |
|-------|-------|-----|-----|
| 主食代 | 129 | 85 | 57 |
| 調味料 | 34 | 11 | 8 |
| 酒 | 31 | 6 | 3 |
| その他の料 | 79 | 17 | 8 |
| 衣類 | 87 | 18 | 8 |
| 住宅修繕費 | 53 | 10 | 3 |
| 備品計器 | 44 | 5 | 0 |
| 薪炭油類 | 29 | 10 | 6 |
| 教育費 | 65 | 3 | 0 |
| 交際費 | 95 | 0 | 0 |
| 諸負担 | 338 | 31 | 2 |
| 雑費 | 108 | 31 | 14 |
| 計 | 1,092 | 227 | 109 |

貢租とは変らぬほど重課されたということは、農民層を強制的に貨幣経済のなかにまきこみ、一方では自作農の分解を促す契機になったし、他方では小作農には小作料の過重として間接的に作用したから³⁰⁾、各戸ごとに割り当てられる賦課金もこれらの関係からみれば直接的な過重ではなかったにせよ、やはり農家経済を圧迫するひとつの基因であったとみななければならぬ。更に時代が下れば、この作用が不況期にもっとはっきりして現われてくるが、それはもはや本稿の時代区分には属していないのである。

次に同じ近畿に位置する京都の場合であるが、学費賦課の方法は次のように行われた。即ちそれは「人民ノ設クル」方法に任されており、「大抵半季毎ニ毎戸金二十五銭ヲ集メ、貧富ヲ分タズ其不足ヲ補フハ更ニ地価高ノ地租高等ニ課スルヲ以テ貧富自ラ

略平均ナリ」³¹⁾と。そして「其家貧困ニシテ其子女ヲ育スルコト能ハス他ノ家へ雇役スル者ハ、其雇主ヨリ幾分1時間(或ハ昼或ハ夜)ヲ与へ出校セシム。尤筆紙等ノ諸費ハ雇主ヨリ給与」とするとした³²⁾。また「子女ノ其家ニ在ル者ニシテ子守リ或ハ草刈リ杯ノ家事ニ使役セサルヲ得サル者モ亦幾分ノ時間ヲ以テ出校セシム。尤其家貧困学費ノ給シ難キ者ハ其町其村或ハ其区ヨリ之ヲ給貸スル等ノコト」があった。そして「受業料収入ノ法」としては、生徒より授業料を出させるか否かは各区の適宜に任されており、「半季二十五銭以内ヲ以テ之ニ充テケ月凡一生徒ニ付一錢二厘ヨリ九銭ニ至」っていた³³⁾。

29) 「地主とは、専ら小作米に由て一家生計を立て、傍ら貸金・公債・請書等の利子収入あるものにして、一二年來米価の優勢に伴れて少々愁眉を開きたりと雖も、近年負担額を始め教育費・交際費・依類費等著しく膨張し、小作人との関係其他漸次錯雑し来り」(斎藤万吉『日本農業の経済的変遷』日本科学技術史大系第22巻所収、338-9頁)

30) 「今般地租改正ニ付旧來ノ田畑貢納ノ法ハ悉皆相廢シ、更ニ地券調査相済次等土地ノ代価ニ隨ヒ百分ノ三ヲ収テ地租ト可相定旨被仰出候」(太政官布告二七二号一明治前期財政経済史料集成第七卷325頁)

31) 文部省第二年報 167頁

32) 同上

33) 同上、なお1869年(明治2年)京都市内では、小学校創立に要する経費は「一年ヲ二期ニ分チ一期一戸ノ額ヲ二十五銭」と定め、これを戸別ニ賦課した。年を追って学校経費の増額に迫られて「毎戸出所ノ一期二十五銭ノ金額ハ専ラ小学ノ学資ニ充用ス」ることになった。そして臨時経費のためには「人民住居セル家屋表面(通俗間ト云フ)ノ広狭ニ応シ別ニ幾分ノ出金ヲナサシ」めた。しかし74年以後は「裏借家ニ住スルモノハ」一期に「六錢二厘五毛表借家ニ住スルモノハ捨二錢五厘職己ノ家庭ニ住居スルモノハ五捨錢ヲ出サシメ貧富互助ケ」させた。以上は大体「市街ニ行ハルハ方法」であったが、「郡村ノ如キハ市街同様ノ規則ヲ奉スルモノアリ、又ハ石高ニ賦シ、物産に賦シ、村持公有ノ山林、田畑、沼地ノ産物幾分ヲ収テ学資ニ充テ、各種ノ維持」方法をとっていた。(督学局年報一・文部省第三年報 48-9頁)

表9 京都府公学費歳入統計表 単位は円, ()内は全体比率

| 年度 | 内訳 | 総計 | 学区内集金 | 寄付献金 | 授業料 | 地方税 | 諸入金 | 諸金利息 | 文部省補助金 | 越高 |
|---------------|----|---------|-------------------|------------------|----------------|-----|------------------|------------------|-----------------|------------------|
| 1873 (明治6) | | 89,658 | 55,670 (59.9) | 10,078 (11.2) | 450 (0.5) | | 9,954 (11.1) | 11,718 (13.0) | 3,786 (6.3) | |
| 74 (明治7) | | 121,094 | 71,973 (59.4) | 19,535 (16.1) | 1,348 (1.1) | | 8,014 (6.6) | 12,164 (10.0) | 6,465 (5.3) | 1,592 (1.3) |
| 75 (明治8) | | 151,579 | 79,737 (52.6) | 23,597 (15.6) | 797 (0.5) | | 19,373 (12.8) | 12,878 (8.5) | 12,409 (8.2) | 2,784 (1.8) |
| 76 (明治9) | | 209,139 | 114,776 (54.9) | 32,759 (15.7) | 3,233 (1.5) | | 11,115 (5.3) | 15,410 (7.4) | 18,915 (9.0) | 12,928 (6.2) |
| 77 (明治10) | | 208,460 | 117,830 (56.5) | 24,188 (11.6) | 3,795 (1.8) | | 12,417 (5.9) | 21,612 (10.3) | 12,080 (5.8) | 16,535 (7.9) |
| 78 (明治11) | | 249,024 | 123,473 (49.6) | 35,789 (14.4) | 2,918 (1.2) | …… | 12,581 (5.0) | 19,515 (7.8) | 10,820 (4.3) | 43,924 (17.6) |

このようにして徴収された学区内集金・寄付金そして授業料を含む京都府の73年から78年までの公学費歳入の内訳は表9の如くである。ここに示された京都府の公教育費歳入の性格は大阪府に比して総額が増加する傾向にあり、それは学区内集金においては極めて類似していたが、寄付金と授業料との増加のちがいから生ずるものであった。第二に、大阪が75年以後学区内集金に依存する比重が高いのに対して京都では依然として寄付金にかなり依存する傾向が少くとも78年まで続いた。第二の傾向を現象させた理由には恐らく秩禄処分公債の流れ込み³⁴⁾、この寄付金にはかなり士族授産的な性格が賦与されていたのではないかと思われる³⁵⁾。ともあれ、ここでは旧華士族層と学校設置との関係を深追いすることをやめ、当時の小学校での旧華士族層の子弟の占める数を表10にかかげるだけにする³⁶⁾。この表からだけでは士族授産的な性格をひきだすにはあま

34) 70年12月および71年正月には、卒および士族のうち婦農商を願いでたものには禄高五カ年分を一時賜金として下賜する制度が設けられた。この制度は71年12月、在官者以外の華士族に職業の自由をゆるしたのを機会に廃止されたが、この資金を受領した人員は約4・5千人であったといわれている。(参照 梅西・加藤・大島・大内『日本資本主義の成立』330頁、『明治前期財政経済史料集成』第八巻)

35) 京都においては「往古ヨリ文雅ノ風上下ニ行ハレ」していたが、「明治元年、首トシテ皇漢ノ二学ヲ設ケ、皇学ニハ国史、祝詞並ニ和歌ノ類ヲ教授シ、漢学ニハ歴史、文章、経書詩ノ類ヲ授ケ、専ラ華士族及卒ヲ教育」していた。(文部省第三年報 45頁)しかし明治政府にとって既に彼らへの家禄の支払は大きな負担となっており、廢藩置県以後徴兵令布告(73年1月)によって新しい兵制が整備されると封建家臣団はその本来的職務を失うことになったから、そのではじめに72年、悖・二三男、隠居に対する給禄、扶持を廃し、75年7月の達で家禄を廃止した。ついで76年8月には金禄公債証書廢行条例が発布され、一律に家禄の奉還を命ずることによって、その最終的処分がおこなわれた。(『集成』第8巻秩禄処分参照・『成立』332頁)このような秩禄処分の過程において約四十万戸二百万人の大部分をしめた士族は無産者化していった。「官途ニ在るモノ及地方郡区村ノ役員等、旧播主ノ家人ト為ル者並ニ銀行其他諸会社ノ役員及学校教員等」の過半は士族であった。(岩倉具視「士族授産に關スル意見書」明治文化全集21巻)76年(明治9年)6月の「文部省官員雇員表」によれば131人中、華族1人、士族111人、平民19人であり同年「文部省所轄学校校長教員雇員表」によれば518人中、士族391人、平戸127人であった。(文部省第三年報附録第一二二頁)

36) 文部省第四年報174頁。「明治初期に各種の学校へ進学した者をみると其の大部分は所謂士族の子弟である。これは歴史的には己むを得ないことであり、又当然なことでもあった。ところで農業の実践技術の修得を目標とした試業科生徒に関して、この点が如何であるかといえ、やはり同じ傾向を示している。第一回に入学を許可した二十八名(……)を見渡して見ると、士族の子弟が十九人、平民の子弟が九人という割合になる。即ち三分の二強が士族の子弟という訳である。補充で入学した六名は皆士族である。……この事によって明治維新の際帰農した士族の多数であったことも想見せらるのである。」(安藤圓秀『農学始末』177—8頁)

表10 京都府における生徒の出身階層

| 華族 | | 士族 | | 平民 | | 合計 | |
|-------------|----|-----------------|-----|------------------|--------|-------------------|--------|
| 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 46 | 21 | 1,617 | 845 | 37,884 | 21,923 | 39,547 | 22,789 |
| 67 (0.1) | | 2,462 (3.95) | | 5,980 (95.94) | | 62,336 (100.0) | |

36)

りに無理なこと勿論であるが、北海道開拓使³⁷⁾での教育費と併せて考えた場合、かなり性格がはっきりしてくる。

最後に、1877年(明治10年)に九鬼隆一が第三大学区(滋賀・京都・兵庫・堺・和歌山・大阪)を巡視し、「該区内各地方学事ノ実況」を報告した「第三大学区巡視功程附録」から引用し、近畿地方の当時の貧農階層の実情の結びとしよう。彼は次のように報告した。即ち「今や中等以下ノ人民ニ就テ其状ヲ言ハシ農夫ト祁寒酷暑トヲ厭ハス、雨林風梳ノ艱辛ニ耐ヘ勉強力作シテ獲ル所ハ、凡幾許ソヤ。其三四ヲ正税ニ充テ、其一ニヲ公費ニ供シ、又其二ニヲ地主ニ納レサルヘカラス、故ニ終歳役々捨石ノ穀物ヲ獲テ……僅ニ一二石ニ過キス。是ヲ以テ下等農家ノ生計ヲ算スルニ凡ソ衣食住一日ノ費を合セテ率二三銭ヨリ四五銭ノ間ニ止マラン」³⁸⁾と。ここに示された九鬼隆一の報告は、すでにわれわれが大阪府において農民層の家計を分析した事実に符合するものであると同時に、貧農層の析出が近畿各地に広汎に存在する一般的な現象であったこと、従って大阪府で分析された農民層に対する学校設立・維持のための各戸への賦課金の意味も、この地方一般に汎通するものと考えてよいことを示している。

福島・岩手における学校設置

上にみたように地租改正以前にすでに農民層の分解が比較的進展していた近畿地方における学校設立・維持の方法が、以上のような様態で実現されつつあったとすれば、農民層の分解が最も遅れていたといわれる東北地方における近代学校設立の礎石はどのように築かれつつあったのであろうか³⁹⁾。ここでは福島県と岩手県を事例にとりあげて分析してみる。

37) 大蔵省編「開拓使事業報告第四編Ⅱ」(明治前期産業発達史資料別冊24)によれば、開拓創業時の普通教育普及には「移住ノ民未タ其居ニ安ンセス、日夜衣食ニ汲々トシテ子弟教育ニ遑ラズ」と報告されている。若松県の士族授産については土屋喬雄『明治前期経済史研究第1巻』に詳しい。

38) 文部省第四年報55頁以下参照

39) 「新しく農村分解の強行手段を採ることなくとも資本主義的生産方法を輸入」(宇野弘蔵前掲書42頁)しつつあった明治政府は、いち早く1870年9月民部省に勸農局を設け、翌年には大蔵省に勸農局の事務を移官した。かかる明治政府の勸農政策の重点は、当初には開墾を進め新農法を導入する士族授産的政策であったが、やがて「半ば自給的な、半ば商品経済的な小農」の負担による地租増額の政策に変わっていった。その意味で、以後に成立する「農業教育」は、相対的過剰人口を維新する上で極めて適格的であったのであり、家族労働を基礎とする自小作形態の発展に寄与するところがあった。「初等教育」の上に「農業教育」と「実業教育」が形成されるということは農民層の分解を比較的緩慢に実現していく作用を果すことになった。

まず福島県⁴⁰⁾における賦課金についてであるが、管内の四七八七九戸を上中下に三分して上等には一年に毎戸1.5円、中等には75銭、下等には15銭を賦課した⁴¹⁾。しかし「学区人民ノ貧富盛衰自カラ異同アリ、平等ニ賦課スルヲ得ス。故ニ学区人民ノ富有ト貧窮トヲ斟酌取捨シ、高反別ニ課賦スル学区アリ、有志ノ出金ヲ以、別ニ課賦セサル学区」もあった⁴²⁾。1875年(明治8年)6月に出された「福島県学事年報」は、この間の事情を次のように説明している。即ち「其費用(賦課金——筆者)ニ至テハ土地民情生徒ノ多寡因リ各其数ヲ異ニスルカ為メ予メ上中下ノ差ヲ定メ、一校ノ生徒百名以上ヲ上等トシ、五十名以上ヲ中等トシ、五十名以下を下等トシ、上等学校一ヶ月の定額金何程、一ケ年何程ト中下共ニ適切ナル定額ヲ立、生徒ノ増減季節ノ寒暖ニ就テ斟酌ス……其出費ノ方法ハ毎戸ノ貧富ニ応シ其力ニ堪ユ可キヲ課賦シ、献金寄付金等ノ如キ臨時ノ入金ハ常ニ利子ヲ加ヘテ不時ノ需用ニ備フル」ようにしたと⁴³⁾。これらの報告の限りでは、戸別各に賦課する方法と、高反別に賦課する方法を併用していたようであるが、他方授業料の徴収についてはどうであったか。次にはかなり困難な状況が報告されている。学制頒布直後には、上等から年間1.5円、中等から75銭、下等から12銭を子女を有する親から徴収することを原則としたが⁴⁴⁾、やがて「受業料ハ定規ニ基キ収入スヘキハ勿論ト雖トモ、当管内山間僻遠ノ邑ニ至テハナカバ九ハ貧民ニシテ到底施行シ難ク、因テ適宜ノ方法ヲ設ケ、上中下ノ差等ヲ置キ、一人一ヶ月金二捨五銭ヨリ多カラズ金六銭二厘五毛ヨリ少カラサル受業料ヲ収入スルヲ定規トス」と改められた⁴⁵⁾。

表11 東北地方における本百姓と水呑百姓の比率

| | 年 | 本百姓 | 水呑百姓 | 計 |
|-----|---------------|--------------|------------|---------------|
| 福島村 | 1869 (明治2) | (48.0) | (52.0) | (100.0) |
| 腰浜村 | 1869 (明治2) | (83.6) | (16.4) | (100.0) |
| 煙山村 | 1870 (明治3) | 92 (98.9) | 1 (1.1) | 93 (100.0) |

⁴⁶⁾

左の表は東北地方における本百姓と水呑百姓の構成の比率を示すものである。福島村と腰浜村は岩代(福島県)にあり、煙山村は陸中(岩手県)にあった。これらの村の農民層の構成をみると、福島村を除けば本百姓の比重が極めて高いことが示されている。また土地所有の分布をみると、煙山村は岩手県、新田村は福島県であるが、表12から明らかになることは10~20石層への集中が比較的高く、5石未満層の比重が大阪周辺に比してずっと低いということである。

40) 辻新次の「福島学事巡視功程」は次のように報告した。「学費賦課ノ方法ハ……学区取締毎年一月中一ケ年ノ費額ヲ定メ学齡一名ニ付大略、金壹円ノ目途ヲ収テ課賦スルヲ通則トス……学齡一名或ハ一戸ニ付キ多キハ壹円以上或ハ五六捨銭、少キハ三十銭ニ内外シ、地価、戸数段別等ニ割付シ、或ハ単ニ貧富ニ応シテ課スルアリ、……学資ハ専ラ民間ノ協議ニ成ルヲ以テ要旨トシ、人民自立ノ精神ヲ起スノ目的ヲ達セントスル者ノ如シ」と。

41) 文部省第一年報 126葉の表

42) 文部省第二年報 334頁

43) 同上

44) 文部省第一年報 126葉の裏

45) 文部省第四年報 333頁

46) 大内力前掲書 69頁

表12 東北地方の村における土地所有状況

単位は人, ()内は全体比

| | 年 | ～5石 | ～10 | ～20 | ～30 | ～50 | ～100 | 100～ | 計 |
|-----|---------------|--------------|--------------|--------------|-------------|------------|------|------------|----------------|
| 煙山村 | 1870 (明治3) | 50 (35.3) | 48 (33.8) | 28 (19.7) | 10 (7.0) | 4 (2.8) | 0 | 2 (1.4) | 142 (100.0) |
| 新田村 | 1871 (明治4) | 30 (47.7) | 6 (9.5) | 26 (41.2) | 1 (1.6) | 0 | 0 | 0 | 63 (100.0) |

47)

それでは上に報告された福島県の賦課金の上下中の三分方式を表12の福島県の新田村の石高の分布に組み合わせてみよう。そうすれば、新田村には30石以上の層がないから、上等は20石以上30石までの層であって、一年に1.5円の負担、中等は5石以上20石までの層であって、75銭の負担、下等は5石未満の層であって、15銭の負担として一応区分できる。このような当てはめ方が粗雑なものであったとしても、表5における福島県の米価は3円に未たない価格であって、米価に換算して各層の家計を検討してみるまでもなく、かなりの負担となっていたことが判る。更にこのように土地所有の分布が10～20石層に集中していたことは未ださほどの大土地所有者が存在せず、手作自主経営が存続していたことを示し、福島県の学校設立・維持のための拠出金も、従って大阪等に比較すれば、相対的に低い所得者層に依存せねばならなかったことになる。これには次のような制約があった。つまり一般に東北地方では都市部を除いて商品経済の発展が微弱であったこと、従って近畿地方の場合のように農民自身が在郷商人をつうじて商品経済のなかに入っていくことが比較的少なかったことを第一に考えなければならない。第二に、同じ5石といっても東北と近畿とでは実質的に意味する面積はちがうのであって、水田は原則として一毛作、畑もせいぜい二毛作である東北では経営面積がかなり広いにもかかわらず、生産性が低かったのである⁴⁸⁾。

このような側面からして東北地方の農民層の分解は、分解の程度が低いというより、分解の型が近畿地方とは異なっていたために小作農の形で自己の経営を維持するというより、下人化して比較的大きい経営のなかに吸収されるか、もしくは離農してしまい、このような条件を基礎として、地主手作経営が、この時期まで存続し、表11のように自作農の比率を高くしていたと考えられる⁴⁹⁾。

従って福島県の学制期における近代学校設立・維持は、手作自主層からの学校資金によっではじめて可能になったといえるのであって、そのことは表12の74年から78年までの「福島県公学費歳入統計表」から読みとることができる。即ち、第一に、公学費歳入の総額は近畿地方が断然高い。もっとも76年からこの表には現われていないが、80年まで福島県が大阪府を凌駕する一時期があるが、この間は、大阪府において未だ寄付金に依存する傾向があり、81年以降においては

47) 同上 71頁

48) 同上 72-3頁

49) 同上 85-86頁

表13 福島県公学費歳入統計表 単位 円、()内は全体比

| 内訳 年度 | 総計 | 学区内集金 | 寄付献金 | 授業料 | 地方税 | 諸入金 | 諸金利息 | 文部省 補助金 | 越 高 |
|---------------|---------|------------------|------------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|------------------|------------------|
| 1874 (明治7) | 29,953 | 20,745 (69.3) | 6,131 (20.5) | 907 (3.0) | | 108 (0.3) | 788 (2.6) | 562 (1.9) | 709 (2.3) |
| 75 (明治8) | 60,611 | 31,177 (51.4) | 9,705 (16.0) | 950 (1.5) | | 8,301 (13.7) | 2,535 (4.2) | 5,703 (9.4) | 2,237 (3.7) |
| 76 (明治9) | 157,104 | 70,355 (44.8) | 17,225 (10.9) | 7,295 (4.64) | | 4,009 (2.5) | 4,314 (2.7) | 25,767 (16.4) | 28,136 (17.9) |
| 77 (明治10) | 197,646 | 94,951 (48.0) | 43,641 (22.0) | 4,767 (2.4) | | 3,850 (1.9) | 3,359 (1.7) | 13,810 (7.0) | 33,265 (16.8) |
| 78 (明治11) | 216,486 | 97,887 (45.2) | 15,635 (7.2) | 3,989 (1.8) | 1,388 (0.6) | 1,794 (0.8) | 3,614 (1.6) | 11,029 (5.1) | 81,145 (37.5) |

50)

めて都市的合理形態が確立する以前の過渡段階であるからである。第二に、東北地方に位置するとはいえ、学区内集金が極めて高く、戸別もしくは反別割の賦課金に依存する傾向が強まっていく。従って上述の期間に大阪府より絶対額をうわまわるのもこの傾向の現われであり、この点は次に検討する岩手県とは決定的に性格を異にしている。第三に、しかし、寄付金額も決して無視しえない。この点では京都府における傾向に以たところがあり、東北地方の諸県において多くみられる傾向である。

要するに福島県における近代学校敷設の型は、東北地方特有の生産性の低さに制約せられて、農民層への戸別あるいは反別への賦課金が、兼業的自小作農と手作地主層とに負担され、手作地主層による寄付金を合わせれば、主要には地主的主導のもとに出発することになった。従って、反面、兼業的貧農にとってみれば、わずかな授業料たりとも「喋々若情ヲ鳴⁵¹⁾」らさざるをえない農家経済への圧迫ともなったのである。

さて次に岩手県の学制期における学校敷設の型をさぐってみよう。西村茂樹の「岩手県巡視功程」によれば、次のように報告されている。「本県ハ本邦ノ東北隅ニ僻処シテ民ノ智識ノ開發大ニ上国ノ民ニ後レ、地方モ亦薄瘠ニシテ民ノ生活太貧困ナル者多シ。盛岡以南ハ処々ニ沃野ヲ見レドモ其以北に至リテハ山、岡、崎、嶮地形阻隘、加フルニ冬寒ノ早ク至ルヲ以テ稻米ヲ産スルノ地甚罕ナリ⁵²⁾」と。

このような地理的悪条件は農民層の子女の就学をも規制することとなった。「本県地方ノ如キハ尋常ノ説諭ノミニテハ学ニ就シムルコト容易ナラス」と、1876年(明治9年)「岩手県学事年報⁵³⁾」は伝え、更に78年には「不就学者ノ者猶三分ノ二弱」であった原因を三つ指摘している。その一つは、「当管内ノ如キ東北ノ辺境ニシテ山脉起伏シ人家星散シ一小学区内ニシテ……通学

50) この表では73年が欠けているが、この年の「福島県学事の景況」には歳入統計表が報告されていないため。他の年度は文部省各年報による。

51) 文部省第二年報 333頁

52) 文部省第六年報 58頁

53) 文部省第三年報 491頁

ノ不便ナル」こと。第二に、「一小学区内ニ於、数校ヲ設ケントスルモ戸数僅少ニシテ学資ニ乏ク教員ヲモ備得サル」こと。第三に、「貧困ノ人民に至テハ子弟ノ稍動作ニ堪ルヲ待テ採山漁水耕転ノ勞ヲ助ケシムルカ為⁵⁴⁾」と。

それでは例によって、学校設立・維持の拠出金徴収の形態を調べてみよう。「学費課法ハ地方ノ情態部落ノ貧富自ラ同一ナラサレバ、今一定ノ課法ヲ設クルモ或ハ實際行ハレ難キ現状ニヨリ姑ク各地ノ適宜ニ課賦セシメ」たのであるが、それにはまず学校側に一年間或いは半年間の所要費用を見積らせて「各地ヨリ費途割賦帳ヲ出サシメ、是ヲ戸別、分限、学齡等ニ割当テ、之ヲ徴集ス。其外ニ又有志者ノ寄付金……ヲ学校積金トナシ、民間ニ貸付ケ其利子ヲ収メテ之ヲ以テ賦課法ノ不足ヲ補」った⁵⁵⁾。尚授業料については、一カ月金5銭から25銭までを「定度」としたが、25銭すら出せないものには、「富有ノモノヨリ差出候寄付金等ノ内ヨリ貧人ノ生徒ヲ教育」するしくみであった。

以上のような賦課法であったとするならば、それは、特に貧農にとっていかなる意味をもったのであろうか。既に岩手県に関連する資料としては、表5の岩手県米価表、表11の岩手県煙山村における自作の比率、表12の、同じく煙山村の土地所有分布等が挙げられている。まず学制頒布以前の農民層の構成からみれば、岩手県煙山村の場合、本百姓の比重が極めて高いことは明らかであるが、これでもってすぐに自作農民が多かったという結論に結びつける訳にはいかない。つまりこの比率には東北地方によくみられる水呑百姓の逃散が含まれてはいないのであって、これらの層には当時の学制改革は、本稿で考察する農民層の分解としてではなく、無産労働者への定着として作用したからである。

次に、学制期の岩手県内の米価の変動からみれば、1873年の反あたり2円が最低、75年の4.8円が最高であり、近畿諸府県の米価とはかなりの開きがある。そして学制期以前の上述のような農民層の分解からして、未だ土地の集中がさほど行なわれていないにしても、近代学校設置の賦課金は主要には中農層が担ったと思われる。それは煙山村の土地所有分布から明らかなように、10~20石層への土地集中が高く、5石未満層の比重が概して低いことに現われている。従って、当時の米価を高く見積って1石約4円としても10石未満の零細土地所有者にとっては、前節の九鬼隆一の「巡視功程」が伝えるように、総収穫の34%というほどに重い租税公課の外に、その他の地方税、雑種税、小作料、更には再生産のための肥料及び農具代金を併せて考えると、少くとも新しい学校の設置とその維持が積極的に受容されたとは考えられない⁵⁶⁾。事実1873年（明治6

54) 文部省第六年報 309頁

55) 同上 56頁

56) この間の事情は次のような一般的な傾向に強く制約されたものであった。即ち上に示された中間層への土地の集中の現象も実際には高をもちながら耕作をしていない農家が多く、このような「無跡農家」の一部は下人などの形で農業労働者化し、他の大部分は村外に流れていってしまったことが考えられる。「多くの農家が小作農化しないで、むしろつぶれ百姓化し、ついには村外に流出してしまう」という現象は「これらの地帯の農民層の分解を特色づけている」のであって、それは「おそらく比較的低い生産性、商業的作物の貧弱さ、そしてそれらに比して高い年貢負担といった諸条件、および兼業の機会の狭小さが小作経営を成立させることをはばんまっていた」という事情による。(大内力前掲書 78-9頁)

表14 岩手県公学費歳入統計表 単位は円，銭以下切捨，()内全体比

| 年度 | 内訳 | 総計 | 学区内集金 | 寄付献金 | 授業料 | 地方税 | 諸入金 | 諸金利息 | 文部省補助金 | 越 高 |
|---------------|----|---------|------------------|------------------|------------------|-----|------------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 1873 (明治6) | | 5,457 | 28 (0.5) | 2,687 (49.2) | 51 (0.9) | | 46 (0.8) | 3 (0.1) | 2,639 (48.3) | |
| 74 (明治7) | | 14,068 | 502 (3.5) | 3,055 (21.7) | 2,302 (16.3) | | 171 (1.2) | 248 (1.7) | 2,886 (20.5) | 4,901 (34.8) |
| 75 (明治8) | | 25,649 | 3,483 (13.6) | 3,648 (14.2) | 4,149 (16.2) | | 857 (3.3) | 1,376 (5.3) | 6,801 (26.5) | 5,332 (20.8) |
| 76 (明治9) | | 78,944 | 14,551 (18.4) | 24,017 (30.4) | 5,800 (7.3) | | 715 (0.9) | 4,812 (6.1) | 9,788 (12.4) | 19,259 (24.4) |
| 77 (明治10) | | 137,477 | 6,747 (4.9) | 29,827 (21.7) | 23,863 (17.3) | | 24,117 (17.5) | 10,913 (7.9) | 10,197 (7.4) | 31,809 (23.1) |
| 78 (明治11) | | 193,792 | 44,276 (22.8) | 14,011 (7.2) | 4,762 (2.4) | | 26,331 (13.6) | 13,920 (7.2) | 8,252 (4.6) | 82,236 (42.4) |

年)から78までの「岩手県公学費歳入統計表」をみれば、上の論述をかなりうらづけている。

表13からいえることは、第一に、学区内集金自体の低さは、土地を失った農民がかなり析出されてきていることを示すのであって、それらの層にとって学校が新設されることは家計への負担として映る以外に積極的に受け入れることができなかつた。第二に、寄付献金が当初において特に公教育費全体に占める比率が高いということは、他方の側に豪農的地主の形成が予想され、彼らからの徴収が、一時期の文部省補助金とともに、学校維持に欠くことのできない極めて重要な資金源となった。「富有ノモノヨリ差出候寄付金等ノ内ヨリ貧人ノ生徒ヲ教育シ且此等ノ授業料ハ一月金五銭ノ目途ヲ以テ漸次学ニ就カシメ、尤当今学資金利息ヲ以テ貧民学校四ヶ所設立有」と報告された所以である⁵⁷⁾。第三にその限りでは、授業料すらも豪農層が担ったのであって、土地を失って村外に流出する貧農層の分解をおしとどめる作用を果す傾向にあったとさえいえる。しかしながらこれらの指摘は、農家経済に占める賦課金・寄付金・授業料それ自体の重さをあまりに拡大して解釈してはならず、当時の学制改革と地租改正の関連の中で、農民層分解に及ぼす単に間接的な要因のひとつに数えあげられるものとして明確に位置づけられなければならない⁵⁸⁾。

57) 文部省第二年報 350頁

58) 1877年(明治10年)西村茂樹は第二大学区(静岡・愛知・三重・岐阜・石川)「巡視功程附録」において「普通教育ノ病ト称スヘキ者」として四点を指摘している。彼はその一つに「教育ノ為メニ人民ノ金ト時トヲ費スコト多キニ過クル」ことを挙げ、次のように言う。即ち、従来の寺小屋に比べて今日の「学校ハ人民ノ費用十倍ノ多キニ及」んでいる。従来の寺小屋でも「入学シタル者ハ手寛ノ帳ヲ記シ、親類へ手紙ノ往復位ハナシ得」るようになったけれど、今日の学校では「下等小学校卒業ニ在ラサルノ前ニ退学スルトキハ……日用ノ便利ハ却テ寺小屋ニ及ハサルコト」がある。今日の学校は「人民貧富ノ度ニ比シテ見ルトキハ(飛驒ノ如キハ高山以下ノ二三邑ヲ除クノ外ハ人民皆稗ヲ以テ常食トス)頗ル多額ト」言わなければならない。これほど多額の費用をついやして学ぶ学問がそれほど「日用ノ便利」に役立つものではないならば「人民ニ取リテハ実ニ難養至極ナルコト」と言わなければならないと。(文部省第四年報44頁以下参照)